

## 令和5年度第2回刈谷市都市計画審議会 議事録

### 1 開催日時

令和5年11月8日（水）午後1時30分～午後3時05分

刈谷市社会教育センター 401研修室

### 2 出席委員

瀬口哲夫（会長）、加藤英樹、加藤彰夫、早川孝二、鈴木勝之、細井真司、神谷昌宏、鈴木正人、松永寿、稲垣雅弘、大山実、佐々木隆教、山本シモ子、清永芳弘、竹内久敬、深谷康生、鈴木三千子

### 3 欠席委員

磯部友彦

### 4 市関係職員

都市政策部長、まちづくり推進課長、担当職員6名

### 5 傍聴者

なし

### 6 議題

議案第1号 西三河都市計画生産緑地地区の変更（刈谷市決定）

諮問第1号 刈谷市立地適正化計画の評価について

### 7 会議内容

開会

新任委員紹介（加藤彰夫、鈴木正人、松永寿、稲垣雅弘、大山実、佐々木隆教、山本シモ子）

会長挨拶

議事録の公表について

- ・刈谷市附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、刈谷市ホームページにおいて一般公開

審議会成立条件の報告と今審議会の出席状況の報告

- ・18名の委員のうち、17名が出席

- ・刈谷市都市計画審議会条例第7条第3項に基づき「委員の半数以上」の出席であるため、審議会は成立

会議録署名者の指名

- ・会議録署名者 鈴木三千子委員

## 議案審議

### (1) 議案第1号 西三河都市計画生産緑地地区の変更（刈谷市決定）

議長（瀬口会長）が議案についての説明を求める。事務局（まちづくり推進課）が提出した資料に基づき、まちづくり推進課長より説明、以下のとおり質疑が行われた。

稲垣委員 箇所番号28番、小垣江町荒畑の生産緑地の減少面積が、他と比べて少ないが、どのような状況なのか教えていただきたい。

笹尾まちづくり推進課長 当該生産緑地の奥に家があり、通路確保のため該当面積を解除したものです。

稲垣委員 旗竿地にするための進入路を確保するための除外だったんですね。変更面積が50㎡程度であったため、少し疑問に思っていました。分かりました。

山本委員 議案説明の中で、縦覧者が2名で意見がなかったとお話がありました。縦覧の告知は、どのように行ったのか確認したい。

笹尾まちづくり推進課長 市民だよりと広報板で広報しております。

山本委員 分かりました。それでは、縦覧期間と告知場所を教えてください。

笹尾まちづくり推進課長 縦覧期間は2週間です。告知場所は、庁舎外の掲示板と庁舎内のデジタル広報板、そして支所になります。

山本委員 支所でも実施したんですね。分かりました。

稲垣委員 これは、質問ではなくお願いなんですけど、議案提出の理由が、農林漁業との調和と記載があります。一般的にはそうなんだろうとは思いますが、この記載は、刈谷市には合わないと思います。直してはいけないのでしょうか。検討していただきたいです。

瀬口会長                   これは法律用語ですね。適切な文言に変えてはどうかとの意見でした。次回以降、検討を願います。ところで、加藤委員は、今回が初めての参加ですが、何かご意見等はございますか。

加藤委員                   生産緑地に関しましては、買取申出があった際には、都度、農業委員会に報告していただいておりますが、今回の議案のように全体の都市計画変更というのは、どのくらいのスパンで審議しているのでしょうか。生産緑地は、買取申出後、買取者がいなければ行為制限が解除されるわけですが、一筆ごと変更するのではなく、ある程度、まとめて変更し県へ報告しているのでしょうか。

笹尾まちづくり推進課長   都市計画変更に関しては、前年度に買取申出されたものを一括して、この時期の都市計画審議会に諮っております。

山本委員                   今回の都計審は、第2回で、ホームページを確認しますと、第1回には都市計画道路、公園の変更案件が挙がっておりました。そもそも都市計画審議会というものは、変更案件の都度、開催されるものなのか、年間の中で開催日が決まっているものなのか教えていただきたい。県への都市計画変更の手続きの関係もあると思いますが、そのあたりの時系列を確認したい。

笹尾まちづくり推進課長   都市計画変更は、道路、公園等ありますが、開催前年度に庁内各課へ都市計画決定案件等について照会した後、各案件が滞りなく都市計画変更できるよう調整の上、都市計画審議会の開催日を決定しております。

瀬口会長                   私からも一つお伺いさせてください。先ほど、課長さんからも既に説明がありましたけど、今年度の生産緑地の変更は、例年に比べ数が多いですね。説明の中では、当初が68.9ヘクタールあったものが変更後は33.1ヘクタールとなり、約半分になるとのことでした。買取申出は、毎年、ほぼコンスタントにあるものなのか、それとも波があるのか、また、今年度の32件は多いのかなど、そのあたりはどうなんでしょうか。

笹尾まちづくり推進課長 昨年度、特定生産緑地というものを指定しました。特定生産緑地というのは、今後10年、また生産緑地として継続しますよ、というものです。全体の生産緑地のうち、特定生産緑地に指定しなかったものが2割程度ございまして、今年度は、その2割の方の土地の利活用方針が決まりはじめ、申出数も例年に比べ多いという認識でございます。

瀬口会長 ありがとうございます。今後も、特定生産緑地にしなかった2割ぐらいが生産緑地を解除する予備軍とのことでした。来年も多い傾向が続く可能性が考えられますね。

山本委員 昨年度、特定生産緑地に指定したという説明がありました。特定生産緑地とはどのようなものなのか、もう少し詳しく説明いただきたい。

笹尾まちづくり推進課長 本市が生産緑地を指定したのが平成4年の12月、その生産緑地が昨年で30年経過しました。これにより、死亡や故障だけではなく、30年経過したという理由でも生産緑地の買取申出が可能となり、保存の観点からは不安定な状態となります。しかしながら、生産緑地というのは、都市環境の保全や防災の役割を果たすという一面もあることから、引き続き10年間、今までの生産緑地の制限を継続するものを特定生産緑地として指定できると法に位置づけられましたので、本市としてもその制度を活用し、昨年度、指定したものであります。

佐々木委員 私も一つ教えていただきたいと思います。生産緑地は、税制上の優遇措置があるかと思いますが、従来の生産緑地と特定生産緑地と違いはあるのでしょうか。

笹尾まちづくり推進課長 特定生産緑地に指定したものに関しては、そのまま税制優遇を受けることができます。しかし、指定していない生産緑地につきましても、税制優遇はなくなり、1年ごとに税が上がり、5年かけて通常の宅地並み課税となります。

議長が質疑の終結を宣言した後、採決を行い、全会一致で原案通り可決された。

## (2) 諮問第1号 刈谷市立地適正化計画の評価について

議長（瀬口会長）が議案についての説明を求める。事務局（まちづくり推進課）が提出した資料に基づき、まちづくり推進課長より説明、以下のとおり質疑が行われた。

神谷委員

この諮問は、施策の進捗状況の確認と、目標値に対する達成状況について意見を求められているという前提でお話させていただきます。資料を確認すると、評価指標は3つありますが、そのうちの一つ、人口密度についてお聞かせください。指標設定時の57.1から、5年経過した現在は、2.7ポイント増加し59.8になっていますが、そもそもこの計画は、市全体のコンパクトシティ化が目的だと思われまますので、他市からの移住者によって、人口密度が上がっても、それが本来の成果じゃないと思うんですね。本来は、郊外にいる市民が居住誘導区域内に移動してくることによって人口密度を上げるというのが成果だと思いますので、単純に、2.7ポイント上がったから目標を達成しているという評価は違うんじゃないかと思っております。

つまり言いたいことは、この5年間における市全体の人口増加以上に居住誘導区域の人口密度が増加しているということなら、コンパクトシティに近づいているという論理は成り立つと思いますが、例えば、市全体の人口が5%増加しているけれども、居住誘導区域の人口密度は2.7しか増えていないとなると成果としては考えなければならないと思うところがあります。少し別の言い方をすれば、居住誘導区域の人口密度は、確かに2.7ポイント伸びてはいますが、市域のうちここ以外の地域で、人口密度が2.7ポイント以上伸びていたとしたら、コンパクトシティになっていないわけです。それはそれで良いことなんですけど、市全体の人口が増えましたという結論と同じだと思うんです。ですので、評価指標の中に全体の人口の増える割合よりも増えているということが指標でなければ本当はおかしいなという気がします。その点についての考え方は持っているんでしょうか。市全体の人口増

加率を教えていただければ分かることだと思っています。そこも一緒に並べることで正しい成果になるような気がしています。

笹尾まちづくり推進課長 5年前の人口密度の指標設定時は、将来人口を維持することを目標に、策定時の人口密度57.1を下回らないようにという思いで、目標値を57.1以上としております。それに対し、令和3年度時点で59.8と増加しております。この立地適正化計画の趣旨は、先ほど申し上げましたとおり、中心市街地に人を集めるというものです。郊外から人を集めてコンパクトシティを目指すということではありません。

瀬口会長 話の途中すいません。人口増加率などの数値を今お持ちでしょうか。

中根土地利用計画係長 課長の説明に補足させていただきますと、市としては、中心市街地だけではなく、市街化区域全域へ人口の集積を目指す中で、5年前の立地適正化計画の策定当時は、中心市街地の人口が減少しており、そこが課題だと考えておりました。ですので、まずは課題がある中心市街地を、居住誘導区域として設定したということが前提にあります。そして人口増加につきましては、この5年の間に、中心市街地にマンション等が建設された現状がございます。令和2年の数値ですが、中心市街地の人口密度が125.2人/haで、平成27年は116.8人/haでしたので、大体1haあたりで9人程度増加しております。また、令和2年の北部地区は93.4人/ha、平成27年度は93.1人/haですので、増加率としては0.3人/haという数値が出ております。他の地区と比較しても、中心市街地の伸びは大きいと判断しております。

神谷委員 ありがとうございます。要は、そこが重要なんですよ。他の地区も増えており、市全体の人口も増えているから人口密度は上がっているけれども、その他と比べ居住誘導区域内の数値が高いということであれば、施策の評価としては丸ということだと思います。

もう一つお聞きします。評価指標の低未利用地割合については、一応少しずつではありますが、2040年の目標値に近づ

いている。そして、活気や魅力があると思う市民の割合という指標についても、既に2040年の目標値を大きく上回り、かなり高い水準になっている。これは市民の思いですから、極端に言うと70でも100になっても良いもので、上がり続けることは良いことだと思うんですね。一方で、居住誘導区域の人口密度の指標については既に目標を達成できている数値にはなっていますけれども、目標に近い又はそれ以上にあがるのが果たして良いことなのかと疑問を持ちます。その辺りはどうでしょうか。

中根土地利用計画係長　まず、将来、2040年には、人口が減少する推計になっておりますが、それまでは、市の人口が増えていく見込みですので、最低限それは維持しようと考えた目標指標を設定しております。市の中心市街地については、都市計画マスタープランの中でも高度有効利用を図り、人口密度を上げていくというような方針になっておりますが、委員が言われるように、あまりにも上がりすぎるのは適切ではないかと考えております。この件に関しては、人口密度が上がりすぎて生活に支障をきたすような判断があれば、それはその時に計画の見直し等で対応していきたいと思っております。

神谷委員　分かりました。5年経過した時点の人口推計を確認しながら、このカーブだったらよしとして、今後伸びていくような見込みであれば、精査していくということと理解しました。最後に、目標値の49.3という推計値は、今後の人口減少を考慮して何も対策しなければこうなってしまうけれども、そこを各種政策で57.1を維持していこうと、そういう読み方で理解しています。

瀬口会長　まちの中心部の人口密度はどれくらいが適正かというのは、様々な議論があるところだと思います。一般的に日本の場合ですと、低層住宅地の人口密度がヘクタール100人と言われ、これは、小学校が成立するかどうかを基本に考えられているようで、そうすればコミュニティも維持できると。しかしながら、これは過去、子どもが多かった時の適正值であり、現在は当然、ヘクタール100人から下がってきておりま

す。このような面から考えて、中心市街地の人口密度はどれくらいが適正なのか、中心市街地の住民が小学校に通うことを考えるとヘクタール50人だと少ない、小学校に3クラスは欲しいといったような様々な要因で決まっているようですが、少子化が進めば、そのようなことは言っていられなくなる。当然、ヘクタール100人を切っている地域が多くなっているのが現状です。少子化が進めば、まずは東京や名古屋の中心部にある小学校が廃校になるおそれが高くなるため、ビルはたくさんあるけれども、そのビルの上にマンションをのせてくれとなり、都市計画上で容積率を上乗せして人口密度を維持しようとなる。このようなことを金沢などでも取り組みはじめています。しかし、刈谷市の学校の状況はまだそこまではなっていないんですね。ですので、刈谷市はまだバランスが取れた市街地構成ができていると思いますが、神谷委員のご指摘のように、中心市街地の適正な人口密度はどれくらいなのかという議論の一方で、人口密度が49に下がるのを57以上に維持することを現実的に考えることも必死の境地で、まずはそれを達成してまずよとご理解いただき、その上で、じゃあどこまで上がれば見直しするのかということもありますが、このように今後も人口密度の議論はいろいろな場面で是非やっていただきたいと思っています。また、学校という面だけではなく、商店街や都市施設の配置の視点においても人口と関連しますし、人口が薄くなれば施設ができなくなりますので、交通の問題も発生します。歩いていける距離にどのようなものが欲しいかなど市民生活に直結しますので、神谷委員の発言は、今後の都市計画全体を考える良い意見だったと思います。

稲垣委員

ところで、中心市街地と呼ばれている地域は、具体的にどこの地域を指しているのでしょうか。居住誘導区域や都市機能誘導区域のことを指しているのでしょうか。また、先ほどの人口密度につきまして、図面青枠で示されている居住誘導区域内でいくつか再開発されておりますので、人口密度の数値を維持できているとは思いますが、青枠内の中には、旧市



街地のような地域も存在します。これらの地域の課題、つまり狭い道路が多いため簡単に建て替えもできない、元刈谷とかではそのような場所が見受けられます。確かに、人口密度を維持する政策も有効だとは思いますが、居住誘導区域全体の都市構造をどうしていくのでしょうか。また、評価指標にある低未利用地の割合については、田畑、山林など地目か現況のどちらかで判断していると思いますが、隠れ低未利用地があるんじゃないかとも思っています。というのは、この現況値がどこまで信用できる数値なのか疑問に思っています。その辺りをお伺いしたい。

笹尾まちづくり推進課長　　まず、中心市街地というのは、都市機能誘導区域を指しています。また、居住誘導区域については、概ね刈谷駅、刈谷市駅から半径1キロ圏内の市街化区域でございます。あと、居住誘導区域のうち中心市街地以外の地区をどうするかでございましょうか。

稲垣委員　　都市構造としてどうなのかと、思っています。もちろん、刈谷駅前とか銀座とか刈谷市駅前とかは見て分かりますが、それ以外、エリア全体を見たときに問題はないと思っているのでしょうか。例えば（都）中町線ができました、そういうときにどうしていくのかといったような視点は持っていますか。ということです。

笹尾まちづくり推進課長　　旧市街地としての対策としては、資料にも記載がありますが、空き家対策や狭あい道路整備事業などで対応しております。また、次年度の計画内容の見直しの際には、防災指針というものを策定する予定であり、その中で、例えば当該地区の防災の考え方や避難経路だとかを踏まえて検討していくことを考えております。

稲垣委員　　ありがとうございます。それからもう一点、今回、立地適正化計画策定後、5年経過したから中間見直しをしますよということですが、昨年、都市計画マスタープランを策定していますよね。その中で、マスタープランではこのように改定していますよ、見直しをしましたよというような資料を合わせて提供していただきたかったです。マスタープランを讀ん

でない自分が勉強不足なのかもしれませんが、マスタープランがあつての立地適正化計画だと思っています。ですので、上位計画の変更がありました、それに合わせて立地適正化計画もこのように改定します、といったような資料を今後提示していただきたいと要望しておきます。

瀬口会長

日本は、海外に比べ都市計画における立地規制が緩いんですね。これらが要因となって、市街地が低密度で広がり、都心部の空洞化が進展してきたことから、都市の脆弱化を防ぐため、中心部にもう少し機能と人口を戻したいという考えが立地適正化計画の元々の趣旨なんです。都市計画用語でいえば、逆線引きをしたい、ということだったんですけど、それがやはり住民の抵抗というのも多くありまして、市街化区域全体を居住誘導区域にしてほしいという市町村が大半であります。しかし、そうしますと市街化区域のどこにでも自由に建築できるわけで、規制も全然効かなくなるわけです。刈谷市の場合は幸いなことに、まだ人口が増えていますので居住誘導区域を絞ることによって増加人口をここに誘導しよう。郊外においても今まで通り建築していただいて、もちろん困った方が中心部に行きたいということもあるでしょうから、中心部に誘導する政策をすすめるといったように、他の都市と少し違う政策を掲げています。その成果が出たのかというと、もう少し調査が必要になるとは思いますが、都市構造としては、中心部に人や機能をもっていきたいという成果が少しは出ているのかなという気がしています。また、旧市街地を含めた郊外の地域は、都市計画マスタープランで生活圏域として機能を集積するという方針になっていますし、居住地としてもそれぞれの地域で生活できるようなコミュニティがきちんとできるような土地利用を図っていかうとなっております。ただ、商業施設は民間が基本ですので、その地域において需要がなければできないこともあり、それはその時に考えるしかないかもしれませんが、土地利用としては、皆さんがきちんと現状を維持できるようになっております。その一方で、この立地適正化計画によって中心部に人口、都

市機能を集めていきたいという計画なんです。稲垣委員がおっしゃられたように、上位計画であるマスタープランと合わせて示すことで、より一層議論が深まると思います。

大山委員

居住誘導施策ということで、空き家等の有効活用を検討する中で、平成28年度から空き家対策推進事業を実施していると思います。本市はまだ人口が増加しておりますが、将来的には減少するという見込みの中で、空き家対策を推進しながら中心部への居住誘導をした結果、中心部の空き家が更に増加しないかという懸念をもちしております。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

瀬口会長

空き家対策というのは刈谷市全域で実施していますよね。このうち中心部への居住誘導だけのためではなく市内全域の空き家対策と認識しています。また、空き家は全国的にはどんどん増えております。かつては、住宅戸数に対し、1割程度が空き家と言われておりました。しかし、今は場所によっては、2割とか3割あるわけです。これまで空き家は、個人財産ということで行政がなかなか踏み込めないところではありましたが、法整備により代執行ができるようになったりしています。余計なもの、迷惑のかかるものは可能な限り行政がやれるようにする手当てした反面、まだ使用できるものは活用してほしいというのが国の政策です。その活用の仕方については、住宅として使うのか、観光客が泊まれるような、また、集客できるようなものとして使うのか自治体のストックとして利用しましょうとなっています。このような中で、まちづくり推進課は空き家対策の担当ではないと思いますが刈谷市内の空き家はどうなっているのでしょうか。一般的な自治体ですと空き家対策課を立ち上げて、例えば、空き家バンクで斡旋したりしていますよね。ただ、都会部では借り手がない。空き家だけど貸し手がない、つまり空き家を所有しているが貸したくないなどの問題を抱えている自治体が愛知県は多いと聞きます。自治体の中には、何とか活用したいと思っけていても、このような課題を抱え動きが鈍いようです。刈谷市はどうでしょうか。

笹尾まちづくり推進課長　本市は全国的にも空き家数は少ないと思っております。しかも中心市街地には比較的少なく、多いのはやはり郊外になります。空き家対策についての今後につきましては、どのように進んでいくかまだ分かりませんが、空き家の活用も検討が必要になる時期がくるかと思います。

中根土地利用計画係長　補足いたしますと、今の刈谷市の住宅需要というのは非常に高いので、例えば、空き家を取り壊して売りに出せば、おそらく売却できるような状況です。将来的にも人口密度を維持していくことで、今ある住宅というのはそのまま必要になってくると思いますので、しばらくは空き家はそんなに増えないのではないかと推測しています。また、刈谷市の人口が減少していくような状況になった場合でも、様々な誘導施策を講じていけば、空き家は減少もしくは現在と同程度を維持できるのではないかと思っております。今後、5年ごとの計画評価の際に、空き家の状況についても注視していきたいと考えております。

山本委員　委員の皆さんのご意見と会長の手ほどきにより、立地適正化計画についてだいぶ理解が深まっておりますが、今審議しているのは市長からの諮問案件なんです。私は委員であります、議会人でもあります。この市長からの諮問に対してどのようなスタンスで向き合えばよいのか、この諮問に対して、了承提案採決となるのか、まずはここを聞きたいと思っております。それから、入口としては、立地適正化計画の改定を進めていて、これまでの数値やこれからの数値を示してくれて一生懸命聞いていましたが、問題の中身は、中心市街地活性化法にはじまり、今は、立地適正化計画制度が創設されましたと最初の説明でありました。その中で、気になったのは、その網にかからない部分、やはり郊外ですよ。そういう部分が置き去りにされるようなまちづくりに対し、私はどのようなスタンスでいなきゃいけないのかと感じながら聞いていましたけれども、その辺りについても、会長のご助言により、少し安堵しているところです。ですので、内容についてはそれぞれの委員が質問したこともあって理解が深まって

きてはいますが、改めて、市長からの諮問案件に対し、どのようなスタンスでいけばいいのでしょうか。そこは議長の采配なのか、すいませんが、そこが分からない部分です。

瀬口会長　　私は皆さんのご意見をたくさんいただきたいというスタンスでしたけれども、事務局はどうでしょう。

笹尾まちづくり推進課長　　都市再生特別措置法というものがございまして、その中で立地適正化計画の評価というものが第84条に規定されております。それは分析評価を行った際には速やかにその結果を市町村都市計画審議会に報告しなければならないとされております。また、審議会が報告を受けたときには、その市町村に対して意見を述べるができることになっております。

瀬口会長　　委員に報告し、その後、意見をその達成状況とかその中身に反映するというのでしょうか。そうしないとご意見が言っぱなしになってしまう、そういう趣旨ですね。ですから策定の際にも都市計画審議会の皆さんにご意見をうかがっておりますし、計画内容についても国の方が基本を示しているけれども、各項目について委員の皆さんのご意見を頂きながら進めてきたと。それで、その結果を今中間報告として都市計画審議会でも報告しています、ご意見をいただきたいということだと思います。

佐々木委員　　先ほどの稲垣委員のお話の中で、何となく答えが出ているのかもしれませんが、この立地適正化計画は、資料にあるコンパクトプラスネットワークの都市づくりというのが最終的な目標というのか、中心部に人と都市機能を効果的に誘導していくということなんでしょうか。ただ、刈谷市は歴史的な経緯からいって、刈谷市の中心部に街があったのを発端に、南部の小垣江や北部の街が加わり、おそらくその駅周辺、例えば小垣江駅周辺に一つのコミュニティがあり、今川今岡、一ツ木駅の周辺にコミュニティがある。東刈谷にも新しいコミュニティができています。そのような形も維持していき、人口も今は増加しておりますが、当然、最終的には減っていくことを見据え、まさに資料中のイメージにある、各コミュニティを繋ぐまちづくりを進める。そして、その最終形態の計

画がマスタープランですか。なんかそんなイメージを受けましたので、意見させていただきました。

瀬口会長

ありがとうございます。やはり先ほどご意見がありましたようにマスタープランも合わせて説明すると、もっとご意見をいただけたかなと思います。この計画は、必ずしも郊外に住んでいる方を中心部に誘導する計画ではないんです。基本的な考えは、今郊外にお住みの方はそのまま生活ができるように、そして交通の利便性向上とそれぞれの拠点づくりをしっかりと作っていきましょう。鉄道駅がない地域は、やはりバスに頼らざる得ない。自動車との関係もありますが、その塩梅をどうしていくのかという課題については、交通計画で検討しているとは思いますが、マスタープランの中では鉄道とバスという公共交通を基本にしながら生活ができるような拠点づくりをきちんと実施していくとなっています。その上で、中心市街地の部分について都市機能と人口を維持するため、現在刈谷市は人口が増えていますので、増加する人たちを可能な限り中心部へ誘導しましょう。そして、刈谷市の課題である、生涯の居住地を選択する30代前後の人が流出する傾向があるので、その方たちを市内に留めることができれば安定した労働人口と若い世代も一緒になる、そんなまちづくりを推進するための立地適正化計画とマスタープランはセットなんですね。それがうまくいくのかは、それぞれの人間がやることですので分かりませんが、皆さんの協力で少しずつ進めていきたいということだと思います。何か補足がありますか。よろしいでしょうか。

竹内都市政策部長

都市計画マスタープランの中で、会長が言われた市内の地域拠点間を結ぶ構想を掲げております。そして、中心部に特化した面的な土地誘導などを掲げた立地適正化計画を推進しております。先ほど、佐々木委員がおっしゃられた交通の面につきましては、現在策定中ですが、都市交通課で地域公共交通計画というものを作っております。これにつきましては、今回審議いただいた立地適正化計画と両輪を成すといわれる新たな計画で、現在、パブリックコメントを終了してい

る段階です。今年度末には、議会に報告させていただいた後、計画を推進していく予定で、これに合わせて立地適正化計画の改定も進めていく予定です。この両輪でうまく整合をとりながら目標に向かっていこうと思っております。よろしくお願いたします。

瀬口会長

ありがとうございます。特に委員の皆様には積極的にご意見をいただきまして感謝しております。今日いただいた貴重なご意見を参考に、立地適正化計画を見直してほしいと思っております。

それでは、諮問第1号につきましては、委員の皆様からたくさんご意見をいただいたということで終わりたいと思いますが、せっかくですので、愛知県と刈谷警察署長もいらしていますので、一言ずつご意見いただきたいと思えます。

清永委員

都市が発展してくると当然交通渋滞問題が出てきます。住民の方からの一番多い要望というのが交通関係なんですよね。その中でも、この交差点に信号をつけてほしいとあって、確かにそこには信号が必要なんですけれども、信号設置を含めた交通の元々の目的は、円滑が第1ですので、信号という点の規制だけではなかなか難しい。これだけでは渋滞解消には繋がりませんので、結果として面規制になる。要は、前後の交通量を予測しなければいけないことになるんです。まさしく都市計画と同じですね。今ここで見直しても当然これに伴い交通量も変わってきたりする。道が国道であったり県道であったりすれば影響も大きい。我々は先を見て判断するようにしなければならいが、規制をかけるにしても、当然、住民の意見も尊重しなければならない。それは皆さんの生活に影響してくるので当たり前ですが、そういった意見を多く持っているのが市議の先生だったり、県議の先生だったりするので、そのあたりは謙虚に聞きながら職務遂行に努めていきたい。また、このような交通利便性も大事だと思いますが、住みたいと思うには、やはり安心安全が基本だと思います。そのため、我々警察としても治安維持に向けて努力していきますが、なかなか警察だけでは難しい面がありますの

で、刈谷市自身が安心安全を柱にしてるよというところが伝われば、住みやすいまちに繋がるのかと思っております。警察署としては、あくまでも縁の下の力持ちとして協力していきたいと思います。我々は、刈谷市民の安心安全のために努力しております。全てをクリアできるわけではありませんが、私を含め署員については、引き続き、刈谷市民のために職務に努めていますので、よろしくお願ひしたいと考えております。

竹内委員

知立建設事務所として、今年度の主な刈谷市内での事業につきましては、小垣江安城線の整備や衣浦豊田道路にアクセスする交差点の整備、名古屋岡崎線の整備を進めております。また、豊明市との市境にあります大きな橋りょうがありますが、そこに関しても現在、順次進めており今年上部工を発注いたします。橋からその東側に向けて今暫定供用をしております道路に向けて整備を進めているとともに、オアシス橋高架、スマートインターのすぐ北側になるんですけども、そちらの方も今後進めていきたいと思います。まだまだ大きな事業が続いて参りますのでご理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。

議長が質疑の終結を宣言した後、委員からの意見を取りまとめ議事を終了した。

その他

事務局より、今年度の都市計画審議会は今回で最後となる旨を伝え、令和5年度第2回刈谷市計画審議会を閉会した。